

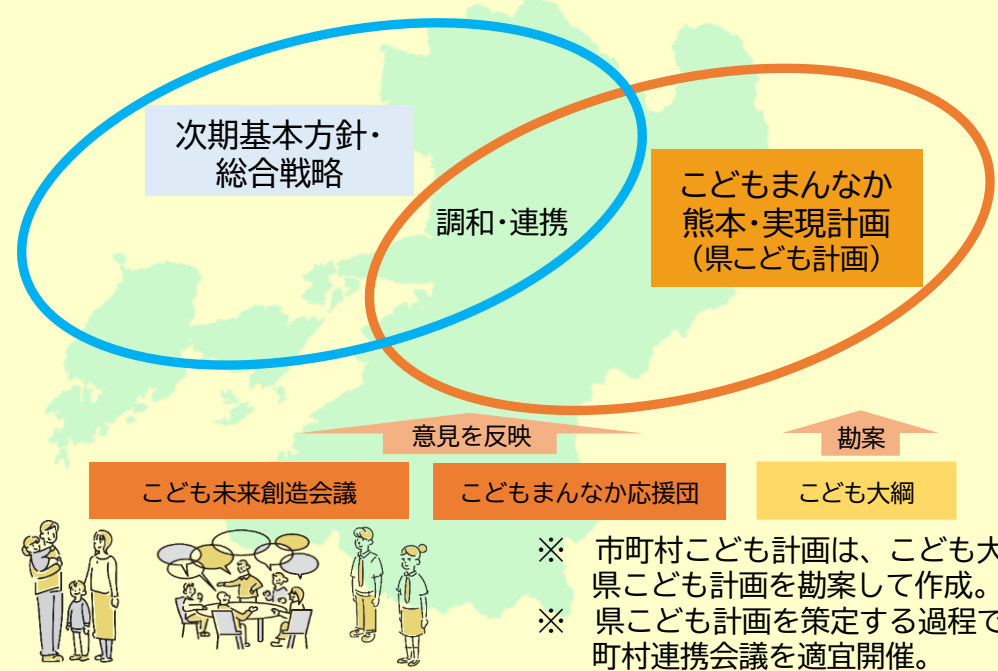


1. 計画策定の趣旨

- こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる「こどもまんなか熊本」を実現するための基本的な方針、重要事項等を示す。
- 県こども計画案の作成に当たり、知事を本部長とする県庁内の横断的な政策推進組織である「こどもまんなか熊本」推進本部から熊本県子ども・子育て会議（※）に対し今後5年間程度を見据えたこども施策の基本的な方針や重要事項等について意見照会し、熊本県子ども・子育て会議において、国のこども大綱を勘案しつつ、こども未来創造会議でこども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者から聴取した意見等を踏まえた上で、計画の内容を審議し、中間整理を行ったもの。
※ 子どもの保護者、市町村長、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び学識経験者が参画。
- 今後、中間整理に対するパブリックコメントに加え、こども未来創造会議等で更に伺った意見を踏まえて、熊本県子ども・子育て会議で審議し、最終的には「こどもまんなか熊本」推進本部会議を経て「こどもまんなか熊本・実現計画」として策定予定。

2. 計画の位置づけ

- こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画
- 以下と一体のものとして策定
 - ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する子ども・若者計画
 - ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する計画
 - ・ 子ども・子育て支援法第62条に基づく子ども・子育て支援事業支援計画
 - ・ 次世代育成支援対策推進法第9条に基づく行動計画
- ※ 次期基本方針・総合戦略（令和6年度～令和9年度）と調和・連携



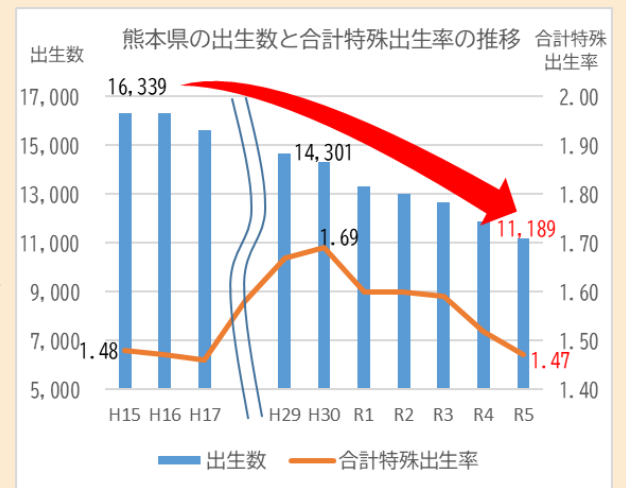
3. 計画期間

5年間（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））

- ※ 子ども・子育て支援法第62条に基づく現行計画が令和6年度までであり、同法で5年を1期とすることが規定されている。
- ※ 次期基本方針・総合戦略の改定や国のこども大綱の見直しを踏まえ、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ※ 具体施策編は、国のこどもまんなか実行計画の見直しに応じて毎年見直し。

4. 本県の現状と課題

- 本県のこどもの状況に関する留意事項
 - 何らかの悩みや困りごとを抱えているこどもの割合は3分の1に及び、生活の満足度が低いこどもの割合は19.7%。
 - 相対的に貧困の状態にある子育て家庭の割合は13.3%であり、特にひとり親家庭は40.9%と高い。
 - 小学6年生のうち世話をしている家族がいると回答したのは6.3%であり、うち頻度が「ほぼ毎日」なのは55.7%。
 - 令和5年度の県全体の児童虐待相談対応件数は2,739件で、過去最多だった令和4年度（2,764件）と同水準。
 - 児童養護施設や里親家庭等で過去生活をしてきた方・現在生活している方のうち、「自分の生き立ちを考えて、結婚、恋愛、友人、職場において後ろ向きな気持ちになることがある」と答えたのは41.7%に及び。
 - 令和4年度における小学校・中学校での1,000人当たりの不登校児童生徒数は36.9人であり全国平均31.7人より多い。
 - 令和4年度における小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での1,000人当たりのいじめの認知件数は31.1件であり、全国平均53.3件より低い。
 - 令和5年に10～19歳のこども・若者9人が自殺しており、10代から30代までの死因の最多は自殺となっている。
 - 令和5年のインターネット利用に起因する非行少年数は14名、福祉犯の被害少年数は25名に及び、非行も被害も児童ポルノ事犯が最も多い。
- 少子化と人口構成の推移
 - 令和5年の本県の出生数（概数）は11,189人であり、概ね婚姻数の減少と並行して減っており、8年連続減の状況。
 - 令和5年の本県の合計特殊出生率（概数）は1.47であり、全国の1.20を上回ってはいるが、平成30年以降低下が続いている。
 - 本県の年少人口（0～14歳）の割合は年々減っており、令和5年時点の全人口に占める割合は12.8%であった。
- 少子化の背景
 - 熊本県の50歳時未婚率は上昇傾向にあり、未婚化が進んでいる。
 - 全国と熊本県の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、晩婚化が進んでいる。
 - 全国の夫婦一組あたりの平均出生こども数は漸減しているが、2021年でも1.9人を維持している。
 - こどもを持たないことを希望する学生生徒にその理由を聞くと「自信がない・育て方がわからない」が最多。
 - 子育てに必要な支援の上位3位は、「働きながら子育てができる環境」「こどもを産み育てていくために必要な資金」「保育・子育てサービスの充実」。
 - 本県における正社員・正職員の育児休業取得状況は、男性が37.2%、女性が99.2%。
- 社会増減関係
 - 本県の社会増減をみると、近年は女性の転出超過が男性を上回っており、20代女性の転出が特に多かった。
 - 本県出身の20～30代男女に県外への転出の理由を尋ねると「魅力的な職場不足」、「交通の不便」、「根強い性別による役割分担意識」などが挙げられた。
 - 若年層が熊本に定着するために充実させてほしいものを県民に尋ねると、社会人の場合は、「子育てをしやすい環境の充実」「企業の魅力向上」「交通環境の利便性向上」の順に高かった。





5. 計画が実現を目指す「こどもまんなか熊本」

- 本計画が目指す「こどもまんなか熊本」は、こども・若者がキラキラ輝き、県民が家庭や子育てに夢を持てる熊本であり、あらゆる立場の個人や組織、コミュニティ等が、こどもや若者、子育て当事者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考えながら様々な取り組みを実施する熊本である。
- こうした「こどもまんなか熊本」の実現により、こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつなげ、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求を支援する。
- 結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めることにつながる。すなわち、こども・若者、子育て当事者はもちろん、全ての県民にとって社会的価値が創造され、その幸福が高まることにつながる。

6. 計画に関する基本的な方針

全てのこども・若者が幸せに暮らし、成長できるようにする

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、こども・若者の権利を擁護するとともに、良好な成育環境を確保することで、障がい、疾病、虐待、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高いこども・若者を含め、全てのこども・若者が、大切にされている実感を持って、幸せに暮らし、成長できるようにする。

家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする

若者の夢が実現できる環境を整備するとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、それぞれの希望に応じた結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や結婚・子育てに希望を持てる環境の整備を行うことで、家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるようにする。

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が笑顔で接することができるようにする

こどもや若者、子育て当事者を支援する人が幸せでなければ、こどもや若者、子育て当事者も幸せにならないとの考えにのっとり、こどもや若者、子育て当事者を支援する人を支援することで、笑顔で接することができるようにする。

※子育て当事者：こどもを養育する者

こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない支援を実施する

施策の総合性を確保するとともに、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。

関係機関と連携し、社会全体の気運醸成を行う

国、県庁内関係部局、市町村、民間団体等との連携を重視し、国に必要な対応を求めることに加え、全庁を挙げて「こどもまんなか熊本」の実現に取り組むとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭に置いて必要な支援を行うほか、県民や企業に取り組みを求める前に県庁がまず実行し、社会全体で子育て・子育てを応援できるような気運を醸成する。

県民とともに未来を創る

「県民が主人公の県政」の考えにのっとり、現場主義を徹底した上で、こどもや若者、子育て当事者・関係者の視点を尊重し、なかなか声を上げられない方、弱き声、小さき声も含めて、そうした声にもしっかりと耳を傾け、対話しながら、くまもと新時代にふさわしい形でともに未来を創る。

7. 「こどもまんなか熊本」を実現するための施策例（イメージ）

こども施策に関する重要事項

こどものライフステージに応じた支援	ライフステージを通じた支援（こども・若者の権利の擁護／地産地消の食育推進やこどもの農林漁業体験の推進など遊びや体験活動の推進／在留外国人のこども・若者への支援／公共交通の利用環境改善／ライフデザイン支援の推進等） 誕生前から幼児期まで（こども誰でも通園制度の知見共有／病児保育の充実／幼児教育・保育の質向上／幼保小中連携・接続等） 学童期・思春期（ふるさとを愛する心の醸成、安全・安心に過ごせる学校づくり、放課後児童クラブの受け皿整備等）	あらゆる家庭のニーズに応じた子育て支援	子育てや教育に関する経済的負担への対応（子ども医療費の助成や多子世帯の子育て支援の継続等） 地域や家庭でこどもを育成する安全・安心な環境の構築（保護者への親としての学び、こどもへの親になるための学びの推進等） 安心して働ける職場環境づくり等（県庁が率先して働き方改革を行った上で安心して働ける職場環境づくりを推進等） ひとり親家庭への支援（生活支援、子育て支援、就労支援等）
若者の夢が実現できる環境整備	高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労・創業支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み／魅力的な地域づくり等／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	特に支援が必要なこどもへの支援	こどもの貧困対策（それぞれの夢に挑戦できる環境の整備等） 障がい児支援・医療的ケア児等への支援（慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を含む。） 児童虐待防止対策、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援
希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援	結婚支援（結婚情報の発信／結婚に伴う新生活支援の推進等） 不妊治療等の支援（相談体制・情報提供の強化等） 出産支援と産後等の支援（産後ケアの広域的な利用の検討等）		こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み

こども施策を推進するために必要な事項

こども・若者や子育て世代、保育・教育の現場で働く方など当事者・関係者の意見反映

こども・若者、子育て当事者を支援する人の確保・育成・支援

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための気運醸成（地域の縁がわ等を通じて地域で子育てを応援する気運醸成）

その他の共通の基盤となる取り組み（エビデンスの活用／地域における包括的支援体制の構築・強化／子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信）

施策の推進体制等

・県における推進体制（毎年秋頃を目途に具体施策編を中間整理、予算要求等に反映。春頃を目途に改訂版を策定。）

・数値目標と指標の設定

※ 数値目標と指標は、中間整理時点では方針だけ記す

・市町村こども計画の策定促進、市町村との連携（地域間格差のできるだけ縮小）／国の財源の確保

※ 教育・保育の量の見込み等の提供体制は最終版で記載。